

十勝港の特性と荒天対策

1 気象・海象・地理的特性

- 十勝港は太平洋に面しており、特に北東から南東の強風が吹いた場合に走錨する可能性があるため注意が必要です。



- 十勝港内は、船舶の錨泊が可能です。海域が狭いため多数の錨泊は困難です。また、最新の気象情報を入手し早期避難を心掛けてください。特に北東から太平洋のうねりが入り易いことから、大型船は係留中においてもバラスト調整により風浪の影響を低減させるとともに、沖出し避難に備え堪航能力の確保に努めてください。



他港における過去の事例(係留索破断)



強風・波浪により係留索が切れ
係留困難となった状況



バラスト調整が不十分でプロペラ
レーシング(空回り)している状況



係留索が切れて係留状態が保持できず、
タグボートにより岸壁に押し付けている状況

- 北東～南東風の強吹時には、南防波堤の先端付近で三角波が起こり、出入港時は、横波を受けるので操船には十分注意が必要です。

遠浅のため、東風が吹いた場合、沖合で波が小さくても、港口付近で高い波が発生することがあります。

2 走錨への注意と遵守事項

走錨した場合、乗揚げ・転覆海難に繋がり、船舶交通への影響はもとより環境や経済に甚大な損失を与える可能性がありますので、次の事項を遵守してください。

- 1 気象海象状況を踏まえた適切な避泊地及び避泊方法を選定すること。
- 2 適正な錨地(広さ、底質、陸岸との距離など)、使用錨鎖及び使用錨鎖節数を選定すること。
なお、十勝港内で錨泊する場合、第3ふ頭から第4ふ頭の間の沖合いに少数が錨泊できるが、岸壁や防波堤、他船との距離を十分に確保すること。
- 3 気象海象状況を常に把握し、その変化に応じた適切な対応(転錨、安全な他の港や海域への移動など)をとること。
- 4 適切な見張り、VHFの常時聴守を徹底すること。

3 異常な気象に伴う釧路海上保安部長勧告の発令基準と実施事項

区 分	基 準	実 施 事 項
第一体制	気象庁から、広尾町に『暴風警報』又は『暴風雪警報』が発表された場合	1 在港船舶は、荒天準備を行い、必要に応じて直ちに運航できるよう準備すること。 2 危険物荷役及び重油荷役は中止すること。 3 工事、作業現場においては、荒天準備を行い、作業船(無動力)、資機材等の流出防止措置を実施すること。
第二体制-1	気象庁から、広尾町に『暴風警報』又は『暴風雪警報』が発表され、かつ陸上部で最大風速25m/s以上の予報が発表された場合	1 次の船舶は、港外へ避難すること。 (1)危険物積載船 (2)総トン数5,000トン以上の船舶 2 上記1以外の船舶は、安全な場所に避難、又は保船に万全を期すこと。 3 工事、作業現場においては、作業船(無動力)、資機材等の流出防止措置を実施し、厳重な管理体制を執ること。
第二体制-2	気象庁から、広尾町に陸上部で最大風速30m/s以上の予報が発表された場合 ※広尾町が暴風となる概ね24時間前に発出	1 次の船舶は、台風、発達した低気圧等による影響の少ない他の海域に避難すること。 (1)危険物積載船 (2)総トン数5,000トン以上の船舶 2 上記1以外の船舶は、安全な場所に避難、又は保船に万全を期すこと。 3 工事、作業現場においては、作業船(無動力)、資機材等の流出防止措置を実施し、厳重な管理体制を執ること。

問合せ先: 広尾海上保安署 TEL: 01558-2-0118

各海域(港)最寄りの海上保安庁の事務所や地方運輸局で配布している走錨事故防止ガイドラインとともに、船橋に備え置いてください。